

# 令和8年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る 指定金融商品公募要領

## (総則)

第1条 浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品の公募の実施については、この要領に定めるところによる。なお、浜松市脱炭素経営支援融資推進事業の交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及び浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

## (事業の目的・内容)

第2条 市長が、市内の事業者及び個人事業者（以下「事業者等」という。）の脱炭素経営を支援するため、地域脱炭素に資する融資を受ける事業者等に対し、その手数料を対象に、予算の範囲内で補助金を交付する事業（以下「当該事業」という。）である。当該事業の実施にあたり、市長が補助金の交付対象として指定する金融商品（以下「指定金融商品」という。）を募集するものである。

## (指定金融商品の要件)

第3条 指定金融商品は次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 次に掲げる条例及び計画等の全てと整合するもの。
  - ア 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（令和元年浜松市条例第45号）
  - イ 浜松市地球温暖化対策実行計画
  - ウ その他、地球温暖化対策若しくは地域活性化等を目的とする条例等又は市が地球温暖化対策若しくは地域循環共生圏の創出のために作成する計画等
- (2) 令和12年度までの温室効果ガス排出量削減計画（以下「削減計画」という。）の策定及び削減計画で掲げる温室効果ガス排出量削減目標（以下「削減目標」という。）の達成により、融資を受ける事業者等（以下「債務者」という。）が金利優遇を受けられる仕組みを有するもの。
- (3) 削減目標が前年度比1%以上に設定できるもの。
- (4) 融資の実行に伴い手数料が発生するもの。
- (5) 資金使途として運転資金又は設備資金を対象とすることができるもの。
- (6) 融資期間が3年以上に設定できるもの。

## (応募資格)

第4条 次に掲げる要件の全てを満たすことのできる金融機関とする。

- (1) 次に掲げる金融機関であること。
  - ア 銀行
  - イ 信用金庫及び信用金庫連合会
  - ウ 労働金庫及び労働金庫連合会
  - エ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
  - オ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - カ 株式会社商工組合中央金庫
  - キ 株式会社日本政策金融公庫
- (2) 前条に定める指定金融商品の融資実行ができること。
- (3) 融資を受ける事業者等が算出する温室効果ガス排出削減量の確認を行う体制を有していること（委託等によることも可能とする。）。
- (4) 融資資金の使途及び工事完了を確認する体制を有していること。

(応募書類の提出)

第5条 指定金融商品に応募する金融機関は、以下の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 応募申請書(様式1)

イ 第3条及び第4条が確認できるもの(取扱要領等内部資料も可能とする。)

(2) 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

(3) 提出方法

応募する金融機関は様式及び添付資料について、それぞれPDFファイル等により電子化し、件名を「令和8年度浜松市脱炭素経営支援融資推進事業指定金融商品応募」とした電子メールにより提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

応募書類の提出先及び問合せ先は下記のとおり。

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課

住 所：浜松市中央区元城町103番地の2

電 話 番 号：053-457-2502

電子メール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(採択の審査及び結果通知)

第6条 市長は、応募書類受付後順次応募書類を審査する。なお、応募に係る審査は、提出書類に基づき書面にて行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。上記を経て審査結果を決定し、結果については審査結果通知書(様式2)を電子データで送付する。なお、市長は必要に応じて指定の内容に条件を付すことができる。

(採択後の留意事項)

第7条 採択後は、以下について留意すること。

(1) 補助金交付に伴う審査時の照会について

金融機関は、事業者等が交付申請をするとき、交付申請書の内容について確認し、申請書裏面の金融機関記載欄に確認した旨を記載すること。

また、市長が交付申請の内容を審査するにあたり、内容に疑義があるときは金融機関に照会できるものとし、金融機関は照会があった際は誠意ある対応をすること。

(2) 有効期間について

採択の有効期間は、審査結果通知書に記載の日から令和9年3月31日(水)までとする。

(3) 金融商品内容の変更があった場合について

金融機関は、指定金融商品の内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書(様式3)を市に提出し、その承認を受けること(ただし、3に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を除く。)

市長は、前段の規定による変更届出書を受けたときは、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは、変更承認通知書(様式4)により提出した金融機関に通知する。なお、市長は、必要に応じて、変更承認の内容に条件を付すことができる。

(4) 金融商品の取扱いが中止された場合について

金融機関は、指定金融商品の取扱いが中止されたときは、速やかに取扱中止届出書(様式5)を市長に提出すること。

(5) 決定の取り消しについて

市長は、審査結果通知書で採択の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定金融商品の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、市長は、指定金融商品の決定を取り消したときは、指定金融商品取消通知書（様式6）により、金融機関に通知する。

ア 法令、規則、交付要綱、この公募要領、又はそれらに基づく市の指示に違反した場合

イ 当該事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

ウ 指定金融商品の要件に適合しないことが判明した場合

エ 前項に定める取扱中止届出書が提出された場合

オ 前各号に掲げる場合の他、交付決定以後に、当該事業の全部又は一部を継続できなくなった場合

(細目)

第8条 この公募要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

2 この公募要領により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。

3 市長は、この公募要領により提出された書類については、この公募要領に定める目的以外に用いないものとする。

4 市長は、「浜松市情報公開条例」等の規定に基づき提出書類を公開するときは、金融機関と調整の上公開する。